

令和2年7月31日

東京産婦人科医会 会員各位

一般社団法人 東京産婦人科医会
会 長 山田 正興

東京都新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業ならびに 東京都医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について

先生方におかれましては時下益々ご清栄の事とお喜び申し上げます。日頃より本会にご協力いただきありがとうございます。東京都の医療機関支援事業について周知いたします。どちらの事業も

7月申請受付分の締め切りは7月31日まで

8月申請受付分は 毎月15日から末日まで

となっております。7月分締め切りが極近ですのでご注意ください。

申請方法は原則として電子データによる申請を想定されていますが、対応できない医療機関は紙媒体を国保連に郵送することも可能です。詳細はそれぞれの申請マニュアルをご確認ください。

1. 東京都新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

新型コロナ感染拡大による医療機関の負担増大にともない、かねて厚労省から医療従事者への慰労金交付事業が示されておりましたが、実施においては各都道府県自治体に任せられており、東京都においては7月28日にマニュアルが公表されました。

給付対象者は3種類に区分され、以下の金額となります。

- | | |
|--------------------------|------|
| 1) 新型コロナ診療を行っている医療機関 | 20万円 |
| 2) 新型コロナ受け入れ体制を作っている医療機関 | 10万円 |
| 3) その他の全ての医療機関 | 5万円 |

医師看護師だけでなく、受付やコメディカルも対象となります。また、非常勤でも対象となり、令和2年2月以降、勤務時間に拘わらず10日以上出勤した人は対象となります。非常勤で2カ所以上に勤務のある方は主となる勤務先を一つ選んで自己申請していただきます。詳細は以下の東京都のHPをご参照ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shienkin.html>

2) 東京都医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

本事業は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制

確保などに要する費用を補助するものです。病院では 200 万+5 万×病床数、無床診療所でも上限 100 万円が支給されます。

この補助金の対象とする期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までで、費用対象は「賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費」の概算で良いとなっています。

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできませんのでご注意ください。

また、申請された費用の実績確認が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管するようご注意ください。

詳細は以下の東京都のHPをご参照ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shienkin.html>

本件についてのお問い合わせ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8-1

福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 医療体制担当

電話 03-5320-4058

電話受付時間：9時から17時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※8月3日以降は18時まで